

広島県教育委員会広報紙「くりっぷ」広告掲載取扱要領に係る運用基準

(平成 23 年 4 月 26 日施行)

(平成 24 年 3 月 31 日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(平成 30 年 7 月 30 日施行)

(令和 5 年 5 月 1 日施行)

1 趣旨

この基準は、広島県教育委員会広報紙「くりっぷ」への広告掲載を適正に行うため、広島県教育委員会広報紙「くりっぷ」広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載の申込み

要領第 8 条第 1 項の規定により、掲載を申し込む場合は、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 法人の場合

要領別記様式第 1 号の 2 による法人概要表

(2) 個人の場合

運転免許証等本人の確認ができるもの

3 広告の掲載基準

要領第 4 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 12 号の規定により、県教育委員会が適当でないとするものは、次に掲げるものとする。

(1) 要領第 4 条第 1 項第 13 号に該当するもの

ア 広島県教育委員会が推進している施策に反するもの

イ あたかも広島県教育委員会が推奨しているかのような表現を含むもの又は広島県教育委員会広報紙の一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの

ウ 係争中の問題についての声明に関するもの

エ 寄附金の募集に関するもの

オ 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの

カ 通信教育、講習会又は学校類似の名称などを用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの

キ 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの

ク 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの

ケ 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの

コ 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に

規定する連鎖販売取引をいう。)、業務提供誘引販売取引(同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。)又はこれらに類似する取引に関するもの

サ 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの

シ 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの

ス 広告掲載申込者以外の者の広告となるもの

セ 名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの

ソ 比較広告

タ 懸賞広告又はクーポン付広告

チ 人の募集又は解雇に関するもの

ツ その他当該広告の内容を考慮し、掲載が適当でないと要領第8条第1項に規定する広告審査会が判断するもの

(2) 要領第4条第2項第12号に該当するもの

ア 社会問題を起こしている事業者

イ 広島県の県税の滞納がある者並びに消費税及び地方消費税の未納がある者に係るもの

ウ 銃砲刀剣類その他の危険物に関する業種又は事業者

エ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団に関するもの

オ 広告掲載申込者が明確でなく、責任の所在が不明確なもの

カ 私的な秘密事項の調査を業とするもの

キ その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要領第8条第1項に規定する広告審査会が判断するもの